

令和 8 年度

工事番号 第 10 号

(仮称) 大間町学校給食センター建設工事

契約内容説明書

青森県下北郡大間町大字大間地内

大 間 町

1 工事番号

第 10 号

2 工事名

(仮称) 大間町学校給食センター建設工事

3 工事場所

青森県下北郡大間町大字大間 地内

4 工事期間

本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和9年12月24日まで

ただし、このうち

第1期工事期間として、本契約の日から令和9年2月10日まで

第2期工事期間として、令和9年5月中旬(別途指示)から令和9年12月24日を指定するものであり、第1期と第2期との間の期間は、基本的に工事休止を条件とする。

5 工事出来高の条件

第1期

建築工事：準備工～鉄骨建方まで

附帯建築工事：杭事業～鉄骨納入まで

電気設備工事：先行配管工事

機械設備工事：先行管工事

第2期

上記に記載した以降の工事

※詳細については、発注者と協議すること。

5 工事範囲

図面に示す範囲及び本契約内容説明書による

6 入札執行日

令和8年8月5日(金) 11時00分

大間町役場2階 中会議室2

7 質疑応答

質疑は、質疑応答書によって行うこと。(質疑がない場合は提出不要)

提出期間 令和8年7月21日(火)から令和8年7月29日(水)まで

提出場所 大間町総務課

回答日 令和8年7月31日(金)

FAXまたは電子メールにて回答書を送付する。

8 縦覧図面

大間町ホームページよりダウンロードすること。

9 事故防止

工事期間中は、あらゆるものに損傷のないよう事故防止については万全の対策を講じ、関係者と事前に打ち合わせを行ない、第三者が立ち入りすることができないように対策を講ずること。

10 軽微な変更

現場の納まりその他の理由により設計内容の変更をする場合は、監理者および発注者と協議を行い、軽微なものについては工事費の増減は行わない。

11 設計変更

設計の内容に変更がある場合は、設計書によって行う。

12 手続きに係る負担金等

工事に関する官公署への手続き等はすべて受注者が行い、手続き費用等については発注者負担とする。

13 検査及び立会い

本工事の施工に際し必要な検査及び立会いについては次のとおりとする。

(1) 検査が必要な材料

本工事に使用する材料のうち、種別ごとに監督職員の検査を受ける材料は別表1のとおりとする。

(2) 施工検査

設計図書に定める施工検査は、別表2による。

(3) 中間検査

検査職員の間接検査を受ける工程は、別表3による。

14 提出書類

受注者は、工事監理等に必要な書類を別表4及び別表5のとおり速やかに提出するなお、金額、内容によっては提出不要な書類等があるので監督職員に確認のうえ提出すること。

15 緊急時の連絡体制

(1) 契約締結後、受注者に対して速やかに現場連絡体制表を提出すること。

(2) 火災及び事故が発生した場合は人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速報として口頭により、終結時には書面で受注者に対し報告すること。
また、災害の発生が予測されるときは、自主的に事前・事後において現場の巡回を行い、被害の有無にかかわらず状況を報告すること。

(3) 災害の発生が予測される場合とは、下記の条件とする。

- ① 町内で震度4以上の地震を感じたとき。
- ② 津波注意報・警報、または大津波警報が発表されたとき。
- ③ 町内で風水害が発生したとき

- ④ 各種警報が発令されている条件下で、台風の通過する公算が強く、町内において甚大な被害の発生する恐れがあるとき。

16 その他

- (1) 設計図書及び契約書並びに契約内容説明書に記述のない事項が発生した場合は、双方協議のうえ決定する。
- (2) 工事期間中に物価水準及び賃金水準に変動があった場合は、双方協議のうえ決定する。
- (3) 支払条件については別紙1のとおりとする。
- (4) 本工事の施工中は、外構工事も施工されることから、業者間の相互調整が必要となる。

別表 1

区 分	資 材 名	工事段階	備 考
監督職員の検査を受けて 使用すべき材料	主要資材	監督職員の指示に よる	

※ 記載のない場合は監督職員の指示による

別表 2

区 分	工 種 名	工事段階	備 考
監督職員の立会いのうえ 施工すべき工程	防護柵工、電気設備工 ※埋設及び隠蔽部	監督職員の指示に よる	

※ 記載のない場合は監督職員の指示による

別表 3

中間検査を受けるべき工程は次表のとおりとする

検 査 工 程	工 事 段 階	備 考
中間検査	基礎工事、建方工事	
年度末検査	進捗状況により監督職員の指示による	

別表 4

契約書に基づいて提出する書類

提出 区分	名 称	提出期日	部数	備 考
○	着 工 届	着 工 前	1 部	第 3 条
○	工 程 表	契 約 締 結 後 1 4 日 以 内	1 部	第 3 条
○	現 場 代 理 人 及 び 主 任 技 術 者 等 の 届	着 工 時	1 部	第 10 条
○	火 災 保 険 等 証 書	着 工 時	1 部	第 54 条
○	工 事 履 行 報 告 書	毎 月 5 日 ま で	1 部	第 11 条
	支 給 材 料 受 領 書	引 渡 し の 日 か ら 7 日 以 内	1 部	第 15 条
	貸 与 品 借 用 書	引 渡 し の 日 か ら 7 日 以 内	1 部	第 15 条
○	工 事 完 成 届	完 成 の 日 か ら 5 日 以 内	1 部	第 31 条
○	工 事 引 渡 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	第 31 条
○	請 求 書	工 事 目 的 物 の 引 渡 し 後	1 部	第 32 条

別表 5

特記仕様書等に基づいて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	備 考
○	CORINS 工事カルテ受領書	工事カルテ受領書が返送されたら速やかに	1 部	請負金額 500 万円以上 契約締結後、変更時、完了時
○	建設業退職者共済組合の発注者用掛金領収書	契約締結時または事情がある場合は契約締結後 1 ヶ月以内	1 部	
○	再生資源利用促進計画書	着工前・完了時及びその都度	1 部	
○	再生資源利用計画書	着工前・完了時及びその都度	1 部	
○	下 請 報 告 書	下請契約締結後速やかに	1 部	下請け契約を交わしたとき
○	施工体制台帳 施工体系図	下請契約締結後速やかに	1 部	下請け契約を交わしたとき
○	施工計画書	着工前及び必要の都度	1 部	
○	技能士報告書	着工前及び必要の都度	1 部	
○	主要資材選定届	着工前及び必要の都度	1 部	
○	材料試験成績表	着工前及び必要の都度	1 部	
○	工事に関する承諾書	必要の都度	1 部	
○	工事写真	完成及び必要の都度	1 部	JPEG データ及びアルバム データ 各 1 部 ※ 1
○	完成写真	完成時	3 部	
○	完成図（製本）	完成時	3 部 3 部 1 部	A 1 版 A 3 縮小版 DXF 及び PDF ※ 1
○	施工図（製本）	完成時	1 部 1 部	DXF 及び PDF ※ 1
○	安全訓練等の実施状況 報告書	完成時	1 部	
○	主要資材搬入報告書	完成時	1 部	
○	出荷証明書	完成時	1 部	
○	マニフェスト	完成時	1 部	※ 2
○	打合せ議事録	完成時及び必要の都度	1 部	
○	現地試験報告書	完成時	1 部	
○	社内検査報告書	工事完成の日から 5 日以内及び 必要の都度	1 部	
○	総合試運転調整計画書	試 運 転 調 整 前	1 部	

○	総合試運転調整報告書	完	成	時	1部	
○	保全に関する資料	完	成	時	1部	
○	作業日報	完	成	時	1部	
○	事故報告書	発	生	時	1部	
○	その他					監督職員の指示による

※1 データで納品する場合の記録メディア等については、監督職員と協議すること。

※2 マニフェストの提出は、電子マニフェストまたはA票とE票の写しとし、集計表を添付して提出すること。（工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること。）E票の発行が間に合わない場合はD票とし、後日、E票の写しを提出すること。

別紙 その他の特記事項

特記事項	特記事項の内容
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
工事カルテ作成・登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金500円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について	①現場施工に着手するまでの期間について 【現場施工に着手する日が確定している場合】 - 請負契約の締結の翌日から工事着手までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。 ②検査終了後の期間について - 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「工事完成検査結果通知書(合格)」における日付)とする。
青森県産業廃棄物税	本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を見込んでいるものであ

	る。
仮設足場	足場を設ける場合は、手摺り先行足場（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 25 年度版 2.2.4(b)）による。設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の(2) 手すり据置方式または(3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。
副次産物等の使用について	上下水道処理等副次産物及び焼却灰溶融スラグによる原材料等を使用する場合、製造元を通じ放射性物質の混入について十分調査ぬえ、製造場所及び各種測定結果を報告し、工事監理者及び監督職員の承諾を得ること。なお、放射性物質の混入が確認された資材は原則使用してはならない。 ※上下水道処理等副次産物及び焼却灰溶融スラグによる原材料等とは、福島第一原発周辺地域、放射性物質が検出された処理施設または処理施設周辺地域を生産地としているもの、及び生産地未確認のものをいう。
安全訓練等の実施状況報告について	請負者は、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施すること。 ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 ②当該工事内容等の周知徹底 ③工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 ④当該工事における災害対策訓練 ⑤当該工事現場で予想される事故対策 ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項
工事履行報告書	契約約款第 11 条の規定に基づき、当該工事の進捗状況を毎月毎に書面により報告すること。
保全に関する資料	保全に関する資料とは次による。 ①建築物等の利用に関する説明書 ②主要な材料・機器一覧表 ③機器取扱い説明書 ④機器性能試験成績書綴 ⑤官公署届出書類 ⑥その他監督員の指示によるもの 上記の資料作成にあたっては、監督員と記載事項に関する協議を行い、作成後は監督職員等に内容の説明を行うこと。
県産材の使用について	本工事において使用する木材については、県産材の採用に努めること。
補助金事務への協力について	本工事は、経済産業省資源エネルギー庁所管の「災害時に備えた社会的重要なインフラの自衛的な燃料備蓄の推進事業補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち自治体における防災の拠点となる施設向け自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの）」補助金を活用し、実施されるものであるが、補助金関係の書類の提出に際し、対象経費の按分や受注者が資材の購入や外注先への支払書類の添付等が必要となることから、受注者は発注者の指示に従い、交付金事務への協力をすること。